

# 令和 3 年度 署別留意事項

## 鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として国有林野へ入林される場合は、「安全のための遵守事項」のほか、下記についても熟読してください。

なお、林道ゲート番号の記載のあるものについては、不法投棄等や事故の未然防止のため、他者への伝達は絶対にしないで下さい。また、閉鎖・施錠されたゲートを通る際は、開け放しにすることなく、再度、閉鎖・施錠を必ず行ってください。

### 記

#### 【石狩森林管理署】

##### ◆地域特有の留意事項

- ・江別市、北広島市、千歳市、石狩市（厚田区、浜益区を除く）、新篠津村の国有林は全期間全面禁止（都市部・防風林・飛び地・平坦地）とします。
- ・当署管内は都市近郊で入林者も多いため、安全確保の観点より落葉後見通しの効く時期になってから一部の林道について車両入林を可能とします。それ以外の林道については車両入林を不可とします。

なお、公表は森林管理局HPで行います。

※ アンダーラインの内容について確実に遵守願います。

##### ◆林道ゲートの管理方法

- ・銃猟入林証の交付を受けられた方は、森林管理局 HP で公表後、電話で石狩森林管理署までお問い合わせ下さい。

#### 【空知森林管理署】

##### ◆地域特有の留意事項

- ・当署管内では、各種の公共工事（道路、ダムなど）が施工されているほか、夕張岳や嵯峨山など民間団体による森林パトロールが実施されている地域、都市近郊林や林帯幅が狭い防風保安林などが数多く存在しており、これらの地域については、銃猟立入禁止区域に設定しています。
- ・例年、林道等ゲートが未施錠のまま放置され、一般入林者が誤って入林してしまったり、誤って入林した者が閉じ込められる事案が多く発生しています。ゲート通過の際は必ず施錠確認を行ってください。
- ・当署発注の森林整備事業等で使用する林道（銃猟立入禁止区域）以外は、除雪を行う予定はありません。積雪で路肩を見失い、林道から転落する危険等もありますので、慎重な運転を心がけてください。

##### ◆林道ゲートの管理方法

- ・当署管内の可猟区域における林道等ゲートは、全てダイヤル錠を使用して

います。

管内全域の可猟区域 【 ■■■■ 】 ※手続き後にお知らせします。

※1 上記番号で解錠できない箇所及び特殊鍵等で施錠している箇所は、銃猟立入禁止です。

※2 解錠番号は、林道の被災状況等により、事前の予告なく変更する場合があります。

※3 夕張地区にある白金・金尾別林道等で狩猟を行うため市道奥鹿島線（シューパロ湖白銀橋等）を通行する場合は、夕張市土木水道課都市計画土木係（電話0123-52-3159）と道路使用協議を行う必要があります。

協議には、北海道森林管理局が発行する銃猟入林証若しくは空知森林管理署が発行する入林届の写しが必要です。

なお、市道の通行可能期間は、毎年10月1日から11月30日までとなります。

#### ◆その他

・車両のダッシュボード等の見やすい場所に車両入林証もしくは当署発行の入林届（写）を掲示していない車両が駐車していた場合は、警告文を貼り付けます。警告文が貼り付けてあった場合は、必ず空知森林管理署まで連絡してください。

・当署以外の官公署等の規制により、当署管理以外の鍵で施錠している箇所については、当署で立ち入りの許可はできません。

・立木や丸太等の産物、標識等の工作物及び建物等の施設を的にした発砲事案が数多く報告されています。

これらの行為は違法行為であり厳正に対処します。また誤って損傷させた場合も、損傷の度合いにかかわらず、必ず当署に連絡してください。

#### 【空知森林管理署北空知支署】

##### ◆林道ゲートの管理方法

・当支署管内の林道ゲート等は、鍵タイプと番号タイプのものがあり、通行可能な路線には、「プッシュ型」の番号タイプを設置しており、番号は次のとおりとなっています。 ※手続き後にお知らせします。

幌加内、朱鞠内、鷹泊地区・・・【 ■■■■ 】

深川、恵比島、恵岱別地区・・・【 ■■■■ 】

※上記番号で解錠できない箇所は通行禁止としています。

・番号については、他の人には絶対に教えないで下さい。

#### 【胆振東部森林管理署】

##### ◆林道ゲートの管理方法

・当署管内の林道ゲートは全てダイヤル錠としています。

全地区・・・【 ■■■■ 】 ※手続き後にお知らせします。

※上記番号で解錠できない箇所は通行禁止としています。

##### ◆その他

- 入林に際して不明な点がある場合は、下記連絡先に事前に確認して下さい。  
胆振東部森林管理署0144-82-2161（IPO50-3160-5700）

若しくは入林地区を管理する各森林事務所

白老・樽前 : 0144-83-2226  
竹 浦 : 0144-83-4588  
苫 小 牧 : 0144-34-6810  
糸 井 : 0144-34-2352  
穂 別 : 0145-45-2308  
稲 里 : 0145-45-2870

### 【日高北部森林管理署】

#### ◆地域特有の留意事項

- 1 日高町門別地区、富川地区、清畠地区、厚賀地区に位置する海岸防風林については、林地の幅が狭く、民家や学校の近い箇所や国道及び牧場と接している箇所が多くあること、また、日高自然の森（自然観察教育林）、及び平取町二風谷ダムの湖畔林（1001林班～1004林班）についても、町民等の入り込みが多いことから、全期間銃猟立入禁止区域とします。
- 2 旧日高町より日勝峠方面の林道について、平成28年の台風の影響により現在も復旧していない路線があります。現地表示に従ってください。
- 3 糠平林道は平取町との併用林道となっており、林道入り口のゲートは、平取町で管理しています。ゲートより奥に入林される場合は、平取町に問い合わせ願います。なお、平取町から貸し出しできる鍵はわずかなため、地元猟友会と行動を共にするなどの対応をお願いします。

#### ◆林道ゲートの管理方法

当署管内の林道等ゲートは、糠平林道を除いて全域ダイヤル錠です。番号については、地区ごとの留意事項と併せて掲載していますので、下記を参照して下さい。なお、請負事業等の事業実行区域については、番号を変えて非公開とさせていただきます。

#### 各地区ごとのダイヤル錠番号と留意事項

##### ◆◆◆ 林道ゲートは開いたら閉める!! ◆◆◆

日高町（日高地区）・・・【 ■■■■ 】 ※手続き後にお知らせします。

※日高峠方面は平成28年度の台風により、沙流岳越林道は通行止めとなっていますので、車両による入林はできません。

平取町 ・・・【 ■■■■ 】 ※手続き後にお知らせします。

和牛の生産地。牧場付近での発砲に注意してください。

日高町（門別地区）・・・【 ■■■■ 】 ※手続き後にお知らせします。

軽種場の生産地。牧場付近での発砲に注意してください。

※糠平林道のゲートは平取町管理となっていますので、この番号では解錠できません。

開放していたチロロ林道、パンケ又シ林道はエゾシカ一般狩猟解禁に伴

い、10月1日からゲートを施錠します。

ダイヤル錠番号

■■■■ ※手続き後にお知らせします。

【日高南部森林管理署】

◆地域特有の留意事項

- ・えりも町国有林については全面禁猟としますのでご留意願います。

◆林道ゲートの管理方法等

- ・当署管内は急峻な地形が多く、林道走行には常に危険が伴います。駐車の際も、他の車両の通行を妨げないよう大きな待避所・車回し等に駐車して下さい。

- ・当署管内の 林道ゲートは全てダイヤル錠としています。

※林道ゲートダイヤル錠番号 【 ■■■■ 】 （赤または緑色のダイヤル錠に限る）

※手続き後にお知らせします。

※赤または緑色のダイヤル錠以外の路線、除雪を行っていない路線へは絶対に車両を乗り入れないでください。

【留萌北部森林管理署】

◆林道ゲートの管理方法

当署管内へ入林する場合は、平日（8：30～12：00，13：00～17：00）に入林の予定を連絡して下さい。

連絡を頂いた際に、林道の施錠番号をお知らせします。

【留萌南部森林管理署】

◆林道ゲートの管理方法

- ・当署管内の林道ゲートは合鍵タイプとダイヤルタイプのものがあります。
- ・合鍵タイプのゲートは一般車両通行禁止としています。
- ・ダイヤルタイプのゲートについては、各地区ごとに以下のとおりです。

増毛地区・・・【 ■■■■ 】 ※手続き後  
留萌地区・・・【 ■■■■ 】 お知らせします。  
小平地区・・・【 ■■■■ 】  
苫前地区・・・【 ■■■■ 】

※上記で解錠できない場合は、車両通行禁止の林道となります。

【宗谷森林管理署】

◆地域特有の留意事項

- ・市街地近郊（稚内市裏山など）やベニヤ原生花園（浜頓別町）、ピンネシリ岳（中頓別町）などのレクリエーション利用及び他者への貸付箇所等一般の入林者が多い箇所や林帯幅の狭い海岸防風林などについては、銃猟立入禁

止区域としています。

◆林道ゲートの管理方法

- ・当署管内の林道ゲートは合鍵タイプとダイヤルタイプのものがあります。
- ・合鍵タイプのゲートは一般車両通行禁止としています。
- ・ダイヤルタイプのゲートについては、各地区ごとに以下のとおりです。

稚内市	・・・	【 ■■■■ 】	※手続き後に
稚内市東浦方面	・・・	【 ■■■■ 】	お知らせします。
猿払村	・・・	【 ■■■■ 】	
浜頓別町	・・・	【 ■■■■ 】	
中頓別町	・・・	【 ■■■■ 】	
枝幸町	・・・	【 ■■■■ 】	
枝幸町歌登	・・・	【 ■■■■ 】	
豊富町	・・・	【 ■■■■ 】	
幌延町	・・・	【 ■■■■ 】	

※上記の番号で解錠しない場合は、車両通行禁止の林道となります。

【上川中部森林管理署】

◆地域特有の留意事項

- ・当署管内は都市近郊であり登山等の入林者も多いため、安全確保の観点から入り込みの多い箇所については銃猟入林を禁止しています。

◆林道ゲートの管理方法

- ・各林道の入口にゲートを設置し、原則ナンバー錠により施錠がされています。

各地区（林班）の番号は下記の通りです。 *※手続き後にお知らせします。*

旭川地区（106～361林班）	・・・	【 ■■■■ 】
愛別地区（1～66林班）	・・・	【 ■■■■ 】
美瑛地区（1001～1075林班）	・・・	【 ■■■■ 】
上川地区（上川・中越・清川 2001～2192林班）	・・・	【 ■■■■ 】
層雲峡・大函（2201～2340林班）	・・・	【 ■■■■ 】

※上記番号で開かない番号の錠がついている箇所、あるいはカギを使用する錠がついている箇所は立入りを禁止している林道です。

なお、残滓投棄等の不適切案件があった場合、予告なく鍵の番号を変更して通行禁止とする場合があります。

◆その他

- ・各市町村、農業協同組合等で設置している鹿防護柵を通行する場合、破損しないよう十分注意いただき、通過後は必ず通行前の状態に戻すようお願いいたします。

【上川南部森林管理署】

◆地域特有の留意事項

占冠村管内の国有林野につきましては、平成26年度より、【占冠村猟区】として設定され猟区管理者（占冠村長）が管理を行っています。

猟区内への入林は猟区管理者（占冠村長）への申請・承認が必要となることから、全道一括入林手続きを含め一般狩猟者の方々は入林することはできません。

このことから、占冠村管内は全道一括入林手続きの対象外となり、当該国有林野を管轄する上川南部森林管理署において狩猟に係わる入林手続きは行っておりません。

#### 【網走西部森林管理】

##### ◆地域特有の留意事項

林道について、決壊箇所があり、通行止め箇所が多数あります。

図面及び現地表示を確認の上、大変危険ですので車両による入林はご遠慮下さい。

遠軽町管理のゲートがあり、鍵の貸し出しは行っておらず、車両による通行はできませんのご了承願います。

#### 【網走中部森林管理】

##### ◆地域特有の留意事項

・過去の台風等による林道等の被災のため、車両での通行が出来ない箇所が多数発生していますので、通行止め等に関してご理解とご協力をお願いします。

##### ◆林道ゲートの管理方法等

・路面状況など、直接お問い合わせください。

#### 【網走南部森林管理】

##### 1 狩猟区域の山の状況

国有林内では、造材、造林、各種調査作業のため多くの人達が仕事をしています。別紙「銃猟立入禁止区域図」には、網走南部森林管理署管内で職員や事業者等が作業を行っている場所や登山道や散策路などレクリエーション目的で不特定多数の者が入林する箇所の銃猟立入禁止区域を図示してあり、また、現地にも同様に「銃猟立入林禁止区域図」の標示板等を立てていますので、このような場所に期間中は立入らないで下さい。

「銃猟立入禁止区域図」に図示していない箇所でも、緊急・災害時に林内で調査作業を実施する場合がありますので、現地（林内）にある標示板等にも十分注意し、立ち入らないで下さい。

建物・標示板等の施設や砂利取場等がある場合は、周辺での銃猟・発砲は禁止します。

また、作業地に間違っって入った場合は職員の指示に従って下さい。

なお、次のことに十分注意して下さい。

(1) 10月1日以降については、『銃猟立入禁止区域』には立ち入らない。

また、銃猟立入禁止区域には、植生保護等の管理上一部施錠箇所もあります。

(2) 国有林と接している民有林（牧場含む）等での銃猟・発砲は、標示板等

はありませんが国有地との境界の調査作業をしている場合があるので注意して下さい。

また、民有地であっても、奥地に国有林がある場合、道路入口などにゲートや標示板等を設置することがあります。

- (3) 狩猟対象動物、熊が銃猟立入禁止区域内に入った場合などは、ただちに銃猟を中止するとともに、森林管理署もしくは、最寄りの森林事務所に連絡をして下さい。

一般入林者もいるので、熊を目撃した場合なども森林管理署もしくは最寄りの森林事務所に情報をして下さい。

- (4) 可猟区域から銃猟立入禁止区域への峰越しは、緊急連絡時以外は禁止します。

- (5) 林内には紅葉狩りやキノコ採りなど、一般の方が林内に入ることもありますので注意して下さい。

## 2 銃猟立入禁止区域図

銃猟禁止区域図には、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの銃猟立入禁止区域を記載しておりますが、対象とする狩猟期間については鳥獣保護管理法に定められた期間を遵守してください。

なお、エゾシカ可猟期間は、令和3年10月23日から令和4年2月28日までの期間となりますので十分注意して下さい。(斜里町内の一部は10/23~1/2、1/15~1/31、2/11~28となる。詳細は、北海道狩猟規制図等を参照。)

また、鳥獣保護区や希少種の保護林など狩猟禁止区域もありますので、十分注意して下さい。

## 3 入林届の提示

森林官等が「入林届(写し)」の提示を求めたときは、こころよく応じ、指示に従って下さい。

また、「入林届(写し)」は車輻の見やすい場所に掲示して下さい。

なお、不審な駐車車輻については『警告』(カード)することがあります。

## 4 鳥獣保護区

鳥獣保護区及び休猟区での鳥獣の捕獲はできません。

## 5 林道の交通安全

林道は道幅がせまくカーブも多いので、スピードをひかえ(30km以下)安全運転をお願いします。林内の駐車は林道の待避場等に駐車し、他の交通の支障、特に除雪作業の支障とならないように留意して下さい。また、丸太運搬の大型トラックも通行しているので注意して下さい。路面がぬかるんでいる林道などを無理して走行する等、道を痛めるような走行はしないようにして下さい。

林内への車両乗り入れは絶対しないようしてください。

スノーモービル等の乗入れは、原則禁止します。

## 6 その他

- (1) 狩猟道徳に従い、樹木・建物・標識類の施設を損傷したり、無断使用しないで下さい。また、林内での寝泊まりは禁止します。

なお、空缶等ゴミを林内に捨てないでお持ち帰り下さい。(20年度はゲ

ート破損の器物損壊等が発生しており、21年度以降は残滓放置の不法投棄違反が多発しています。)

- (2) グループ代表による入林届は、代表者は各メンバーへ「令和3年度 網走南部森林管理署留意事項 鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ」等の指導事項を必ず周知徹底を行い、届出者全員が理解した上、全員分の確認書を必ず提出して下さい。
- (3) 上記留意事項に反する行為等があった場合は、接受印を押印した入林届の写しを返していただき、以後の鳥獣の捕獲等に係る入林届を受理しないなどの措置をすることがありますので、決められたとおりに安全な狩猟を行って下さい。なお、グループ内でのマナー違反となった場合はグループ全体の取消となりますので、留意事項の徹底を行って下さい。(19年度、当署において熊を手負いにし連絡も行わず、その場を立ち去ったマナー違反も発生しており、違反が後を絶たないための措置としています。)
- (4) 入林届はハンター以外の入林者全て(セコ(勢子)、案内人等)が必要ですので、守るよう徹底して下さい。
- (5) 獲物は必ず持ち帰り残滓の林内放置は絶対しないで下さい。(放置は法律違反)
- (6) お問い合わせは

網走南部森林管理署 TEL 0152-62-2211・(IP) 050-3160-5775 FAX 0152-62-2213			
森林事務所別	電話番号	森林事務所別	電話番号
網走森林事務所	0152-61-0454	清里・川本・青葉合同森林事務所	0152-25-3164
東藻琴森林事務所	0152-66-2407	峰浜・斜里森林事務所	0152-23-2417
小清水・砥草原合同森林事務所	0152-62-2840	津別・相生合同森林事務所	0152-76-3209 0152-76-3208

#### 【根釧西部森林管理署】

##### ◆地域特有の留意事項

- ・希少種の保護のため銃猟立入禁止区域としている箇所があります。
- ・地域住民の要望により銃猟立入禁止区域としている箇所があります。
- ・平成28年の台風など過去の豪雨や台風のため、林道等が被災している箇所があり、現在も復旧していない路線があることから、現地表示に従ってください。

##### ◆林道ゲートの管理方法

- ・施錠している箇所から先は全て銃猟立入禁止区域としています。  
ただし、銃猟可能区域まで移動するため銃猟立入禁止区域を通行する必要がある箇所は施錠しておりませんので、林道ゲートを通行する際は案内板等を必ず確認してください。

##### ◆その他



・釧路町、厚岸町、鶴居村、白糠町では、国有林内で有害鳥獣捕獲を実施します。

なお、詳細については、北海道森林管理局 HP でお知らせします。

#### 【根釧東部森林管理署】

##### ◆地域特有の留意事項

・標津町、中標津町、別海町にある格子状防風林は、林帯幅が180mと狭いため、安全管理上、銃猟のための立入を禁止しています。

・市街地近郊や飛び地・平坦地などは、安全管理上、銃猟のための立入を禁止しています。

##### ◆林道ゲートの管理方法等

・林道等にシカ柵のゲートがある場合は、農地等へのシカの侵入防止の観点から、開けた場合は確実に閉めるようにお願いします。

##### ◆その他

・「可猟区域」の設定は、その区域内であればどこでも安全な発砲ができることを意味してはなりません。「可猟区域」であっても、臨時に国有林野事業関係者等が入林することもありますし、一般の方が入林することもあります。

また、道路等の公共物に隣接する「可猟区域」もあります。狩猟者の責任において、獲物を貫通した場合や外した場合のことを念頭に、必ずバックストップの確認、矢先の確認をお願いします。

・「可猟区域」において、臨時に国有林野事業関係者等が入林する場合、林道入口に「発砲禁止」ののぼりを立てたり、「〇月〇日、〇〇〇〇のため入林中につき銃猟立入禁止」といった表示を行うことがあります。現地においてそのような表示があった場合は、その指示に従ってください。

#### 【十勝西部森林管理署東大雪支署】

##### ◆地域特有の留意事項

・十勝西部森林管理署東大雪支署が管轄している地域の狩猟期間

上士幌町 10月23日～2月28日

士幌町 10月23日～2月28日

鹿追町 10月23日～2月28日

新得町 10月23日～1月31日

※新得町のみ、他の町と期間が異なります

・隣接地域との留意事項

新得町と清水町が接続する林道があり狩猟期間が違うので、事前に確認してから入林してください

清水町 10月23日～2月28日

【後志森林管理署】

◆地域特有の留意事項

管轄区域		狩猟期間
後	神恵内村	10月23日～ 3月31日
志	泊村、岩内町、共和町、寿都町、 黒松内町、島牧村、倶知安町、京極町、 喜茂別町、留寿都村	10月 1日～ 3月31日
胆 振	登別市、室蘭市、伊達市、壮瞥町、 洞爺湖町、豊浦町	

※管轄区域内の神恵内村のみ狩猟期間が異なっていますのでご注意ください。

◆林道ゲートの管理方法

・当署管内の林道ゲート等は、鍵タイプとダイヤルタイプのものであり、通行可能な路線には、ダイヤルタイプを設置しており、番号は次のとおりとなっています。

【 ■■■■ 】 ※手続き後にお知らせします。

※上記番号で解錠できない箇所は通行禁止としています。

・番号については、他の人には絶対に教えないで下さい。

◆林道等の走行に関する事項

・当署発注の森林整備事業等で使用する林道（銃猟立入禁止区域）以外は、除雪を行う予定はありませんので、十分注意のうえ走行してください。

【檜山森林管理署】

◆林道ゲートの管理方法

・当署管内の林道ゲートはすべて施錠しているため、狩猟者の方にはゲートの鍵を貸与することとしています。

貸与については当署へ来署して貸与手続きを行ってください。

◆その他

・鍵を貸し出す時点で「ハンター入林中」の看板（鍵ナンバーを記したもの）を配布しますので、入林する際はゲートに設置し（ゲートがなければ車に掲示）、狩猟中であることを明示して下さい。

【渡島森林管理署】

◆地域特有の留意事項

当署管内では、北海道ヒグマ管理計画に基づき「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲事業」を2月から実施しています。当該捕獲事業の注意喚起の掲示がされている所には立ち入らないでください。

◆林道ゲートの管理方法

当署管内の林道ゲートは施錠しているため、狩猟者の方にはゲートの鍵を貸与することとしています。

貸与については当署へ来署して手続きを行ってください。